

【令和4年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和4年6月23日 総務委員長 川島 雅裕

- 「議案第61号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 「議案第62号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

* 地方税法の改正及び川崎市市税条例の改正の関連性について

市税条例は、地方税法により条例に委任されている事項について定めるものであり、本件改正は、地方税法の改正に伴い、わがまち特例の特例割合を定め、それにより生じる引用条文の条ずれについて、改正を行うものである。

* 新たに定められる特例割合の概要について

本件改正は、特定都市河川浸水被害対策法の規定により、国土交通省、東京都、神奈川県、横浜市、町田市、稲城市及び本市の7団体で策定している鶴見川に係る流域水害対策計画に基づいて指定を受けた貯留機能保全区域内にある土地におけるわがまち特例の特例割合を新たに定めるものである。

なお、特定都市河川とは、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、川の流れを整備する方法等で浸水対策を講じることが困難とみられる河川のうち、国及び都道府県から指定を受けたものであり、本市では、鶴見川水系の河川が該当する。

* 本市における「貯留機能保全区域にある土地」の該当の有無について

本市においては、鶴見川水系の河川流域にある土地のうち、貯留機能保全区域に該当し得る土地はないと建設緑政局から聞いている。

* 特例割合の設定方法について

国の基準を参考にし、4分の3という割合を設定した。

* 下水道除害施設及び本件改正による変更点について

下水道除害施設は、排水中に含まれる油や浮遊物を取り除く施設や、酸性、アルカリ性の水質を中性にする施設などが該当する。下水道法及び川崎市下水道条例において、排水の水質が一定の基準を満たさない場合に、当該施設の設置が事業者に義務付けられる。

現行制度では、下水道除害施設設置義務を有する全ての者を特例割合の適用対象としていたが、本件改正により、これらの者のうち、新たに公共下水道が整備されたことに伴い、下水道除害施設を設置しなければならなくなった者のみが対象となる。

* 本市における下水道除害施設に係る特例割合の対象の有無について

下水道除害施設に係る特例は、新たに公共下水道が供用開始されたことにより、下水道除害施設設置義務を有するに至った者が対象となるため、現時点において、具体的な対象の想定は困難である。

*** 下水道除害施設に係る現行の特例割合の適用件数及び改正後の取扱いについて**

令和3年度における現行の特例割合の適用件数は1件のみであり、軽減額は2万4,000円である。この施設については改正後においても、現行の特例割合である4分の3が適用されることとなる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第72号 川崎市新本庁舎超高層棟新築工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

*** 本工事における作業員の職種について**

本工事においては、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、大工、防水工、サッシ工、内装工など、およそ30職種の人員が携わっている。

*** 本工事に係る労働者の賃金の適正化に向けた取組について**

最低賃金については、本年5月に提出した賃金台帳により、財政局契約課において、川崎市契約条例に照らして問題がなかったことを確認している。引き続き、賃金の適正化に向けて、所管課に賃金台帳の確認を依頼していく。

*** 物価高騰に伴うスライド条項の適用の有無について**

元請事業者からスライド条項の適用を求められており、今後、庁内で厳正に審査を行うが、本件に適用する見込みである。

*** ペーパレス化の取組及び執務空間の合理化に向けた見直しについて**

ペーパレス化については、庁内における紙資料の削減目標を設定し、削減の取組を行っている。この削減状況を踏まえて、移動書架の仕様及び数量を決定した。

執務空間の合理化については、個室化のために設置された間仕切りを撤廃し、執務室全体のスペース効率を向上させ、実収容人員数を増加することができた。

*** 契約時における移動書架及びグループデスク設置数の見込みについて**

当初から、移動書架及びグループデスクの設置を視野に入れていたが、工事着工後、グループデスクの使い方及び間仕切り撤廃によるスペースの確保等により、当初の見込みを上回る設置が可能となった。本工事の管理下で設置を行うことにより、移転期間を短縮できることから、本件変更契約の議案を提出するに至った。

*** グループデスクにおける電話の配置について**

庁内LANを活用したIP電話及び携帯電話を配置することを検討している。

*** グループデスクの設置により不要となる机の数について**

グループデスクの設置により、職員約2,600人分の机が不要となる。

*** 不要となる書架及び机の取扱いについて**

不要となった書架及び机は、他の庁舎での転用を検討し、転用が困難なものについては、売却又は廃棄処分を行うことを検討している。

*** 労働環境の変化に伴う労働組合等への説明及び意見聴取について**

新しい職場環境について、職員及び労働組合へ随時説明を行っており、直近では、今月上旬に労働組合へ説明に伺うとともに、職員向けに説明会を開催したところである。説明会においては、リモートによる出席を可能とし、希望者ができ

るだけ参加できるよう配慮した。その後、主に、新しい職場環境における具体的な変更箇所についての意見が寄せられたため、引き続き、説明会等の機会を確保し、丁寧に対応していく。

《意見》

- * 職種に応じて最低賃金下限額が異なるため、本工事に係る労働者に対して、職種に応じた適正な賃金が支払われるように、本市として、支払い状況を調査してほしい。
- * 資材の価格高騰に伴い、鉄や給湯関係設備等の調達価格が上昇することによって、労働者の賃金に影響が生じないよう、スライド条項の適用の可否を検討してほしい。
- * 労働環境の変化により業務内容に影響が及ぶため、職員への意見聴取の機会を確保し、適切に対応してほしい。
- * 新本庁舎への移転に伴い不要となった物品について、廃棄物の発生抑制及び再利用の2Rの取組を推進してほしい。
- * 契約締結に当たっては、臨機応変に対応する必要がある場合もあるが、事業の全体像を事前にしっかりと把握した上で、適正な見通しを立てて契約を締結してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第75号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第82号 令和4年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額について

繰越額が約24億円、新たな臨時交付金が約26億円であり、今回補正予算に計上している約14億円を差し引くと、残額は約36億円となる。

* 地方創生臨時交付金の使途に係る決定方法について

地方創生臨時交付金を活用する事業局からの提案を受けて、事業局へのヒアリングを行い、総務企画局及び財政局で提案内容を精査した上で、経済対策プロジェクトを経て、コロナ対策本部会議にて合意形成を図っている。

* 区役所費への地方創生臨時交付金の計上に向けた対応について

地方創生臨時交付金の計上に当たっては、区役所の意向を可能な限り丁寧に確認し、効果的な事業を実施できるよう取組を進めていきたいと考えている。地方創生臨時交付金を計上するに至った場合には、予算執行について、区役所への適切な支援を行っていきたいと考えている。

* 地方創生臨時交付金の使途及び中小企業支援について

地方創生臨時交付金は、地方自治体の創意工夫により、幅広く活用することが

でき、農業、工業等における中小企業事業者への支援についても活用できるものと認識している。

*** 生ごみ処理機購入補助金事業における地方創生臨時交付金の活用について**

本件補正は、コロナ禍により生活様式が見直され、家庭で生活する時間が増え、家庭内で生じる生ごみの量が増加したことを背景として、生ごみ処理機の購入補助金を増額するものである。生ごみの処理により生じる堆肥の活用は、市が推進している環境に配慮した取組につながるため、地方創生臨時交付金を活用するに至ったものである。

*** テレワーク用端末の増設数及び算定根拠について**

本庁各職場において、全職員が週に一度テレワークを実施できるようにするため、テレワーク用端末を690台から2,000台に増設するものである。

*** 地区コミュニティ交通推進事業の実施場所について**

小田急線新百合ヶ丘駅周辺のおおむね5キロ圏内において、オンデマンド交通の実証実験を実施するものである。前回の実証実験では、コロナ禍の影響により実施期間が短縮され、また、当該地域で再度実施することを支持するアンケート結果が得られたため、実施場所は前回と同地域で実施することを検討していると聞いている。

*** 総合福祉センターの天井改修工事における遅れの原因及び市民への影響について**

建物の耐震化を図るために天井改修工事を実施するものであるが、令和3年度の入札不調により契約期間が後ろ倒しになることに伴って、減額補正することとなった。施設の利用再開時期に影響が生じないように事業者と協議を進めていると聞いている。

*** 学校における抗原検査キットの購入及びPCR検査実施の見込数について**

抗原検査キットは、濃厚接触者が発生した場合に備えて、全179校に配付した。また、PCR検査は、長期休暇明けの検査、ワクチン接種を受けていない教職員を対象として実施する検査、及び大会出場等に際して必要となる陰性証明のための検査を想定している。

*** スーパーバイザーを増員する理由及び期待する効果について**

コロナ禍において、児童生徒等からの相談件数が増加し、また、相談内容が多様化していることから、スーパーバイザーを増員するものと聞いている。増員により、児童生徒等のニーズに迅速に対応し、また、スーパーバイザーによる若手スクールカウンセラーを育成する機会が充実することで、対応の質の向上が期待されている。

《意見》

*** 地方創生臨時交付金の使途について、交付金の制度趣旨を的確に把握した上で、適正な公金支出となるよう、事業精査を適切に行ってほしい。**

*** 区役所への地方創生臨時交付金の活用にあたっては、部局横断的に横軸の連携を図り、区役所へのフォローを行ってほしい。**

*** オンデマンド交通の実証実験について、麻生区は他の6区に比べて交通網が脆弱であり、実証実験を行うべき路線が複数存在することから、実験の効果をより多**

角的に得られるようにするため、複数の場所を実施すべきであり、財政措置の精査に当たっては、実証実験の実施の意義を踏まえて検討してほしい。

- * タクシー事業者と連携して、コミュニティ交通の充実に向けた取組を進めるよう検討してほしい。
- * 中小企業支援について、中小企業診断士等の人材派遣や市内宿泊施設テレワーク利用等の事業継続に向けた間接的な支援のみならず、輸送車の燃料費購入の負担軽減、売上減少事業者への給付金、家賃支援、車両や事業用資産の固定費支援、公共料金補助、下水道料金の負担軽減などの直接的な支援を実施することを検討してほしい。
- * 抗原検査キットの配布に当たっては、各学校における使用状況や使用期限等を確認することにより、学校全体での適正な必要数量の把握に努めてほしい。
- * スーパーバイザーの増員については、児童生徒、保護者及び教職員の心のケアを図ることを視野に入れて、今後検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決